

## 青色申告会員限定「インボイス制度」説明会のご案内

現在、消費税の課税事業者になっていない方（免税）も課税事業者の方も業種に関係なくインボイスの事業者になるためには登録申請が必要です。  
登録事業者になると消費税の申告と納税が必要になります。また、取引にも影響がでる場合が想定されます。この制度の仕組みをよく理解して、早めの対策をしましょう。

【日程】 ※ 全て同じ内容で行います ※ 予約が必要です（各先着30名）

※ 講師；茂原税務署担当官、青色申告会事務局

月／日	曜	時 間	会 場
9/27	火	9:30～11:30	いすみ市 岬公民館
9/27	火	13:30～15:30	いすみ市 岬公民館
9/29	木	9:30～11:30	茂原青色申告会館
9/29	木	13:30～15:30	茂原青色申告会館
9/30	金	9:30～11:30	茂原青色申告会館
9/30	金	13:30～15:30	勝浦市役所4階

※ 持参するもの；令和2年、3年分申告書類控、現在の帳簿類  
予約は 茂原税務署管内青色申告会

TEL 0475-23-1273 FAX 0475-23-1879